

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付の取扱については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「局長通知」という。）により通知していたところ、局長通知の発出以前への対応については、別途通知するとしていたところであるが、その取扱については下記のとおりとするので、対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 令和 2 年 1 月 1 6 日から同年 3 月 2 4 日までの間にあった借入申込
 - 令和 2 年 1 月 1 6 日から同年 3 月 2 4 日までの間にあった借入申込に基づく貸付については、対象者の希望を聞き取ったうえで、局長通知に示す特例措置に基づく据置期間等の契約内容に変更するなど、柔軟な対応が可能であること。
 - 契約の変更に当たっては、必ずしも相談窓口に来訪する必要はなく、郵送などによる対応も可能であるので、借受人の負担に配慮いただきたい。
 - なお、この間に貸付が行われている者に対しては、償還が始まる段階から、遅くとも 7 月初旬を目途として、本取扱による契約変更が可能である旨を周知していただきたい。
- 2 令和 2 年 1 月 1 5 日以前にあった借入申込
 - 令和 2 年 1 月 1 5 日以前にあった借入申込については、記 1 の契約変更はできないことに留意願いたい。
 - ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等がある場合には、従来の取扱に基づき、一定期間、償還猶予を行った上で、償還免除を行うことは可能である。
 - 償還免除については、局長通知 3（1）に記載しているとおり従来の取扱いに加えて、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとする予定であり詳細について検討中であるが、上記の場合はこの適用対象とは

ならない。

- なお、貸付対象者が今般の特例の要件に該当する場合は、緊急小口資金等について、新たに貸付を受けるとともに、従来の貸付分について、償還の猶予を行うことは可能であることに留意願いたい。

以上

(参考1)「生活福祉資金貸付制度要綱」(「生活福祉資金の貸付について」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)(抜粋)

第14 貸付金の償還猶予

- 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

(参考2)「生活福祉資金貸付金償還免除規程」(「生活福祉資金の貸付免除の取扱について」平成11年7月13日社援第1729号厚生省社会・援護局長通知)(抜粋)

第1 償還免除の適格要件

- 3 前記1の各号に該当しないが、将来にわたって償還困難と認められるものについては、都道府県知事の承認を得たうえ貸付金の償還免除について決定を行うことができる。